

★ 広島県建築基準法施行細則の一部を改正する規則（規則第八号）（建築課）

一 改正の要旨

建築基準法施行規則の一部改正により確認済証等への押印が廃止されたことに準じて、届出書等への押印を不要とするなど、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和八年四月一日